無無機収集等の法定調金の	※詳しくは、国税庁ホームページに掲載されている	В	令和	8年度	給与支払報告	書 (個人別明細書)の記載上の注意
1 (日所) 欄 2 「個人番号」欄 3 「氏名」欄 今前8年1日 日 (銀書は)監修的 現在の情報を記載 走す。氏名に、住民栗に記載の氏名を記載してください。	1F成と提出の子引」	8		ては左記手引		この記載例はこの給与以外の所得	がない場合を想定しています。
	しかた」をご覧ください。 年末調整のしかた 検索	給与	支払住 を受ける者所	①武蔵	野市境6-5-4 ハウ:	ス 武 蔵 野 201 (役職名)	係長
報告	令和8年1月1日 (退職者は退職時)現在の情報を記載	∥支	種	SII		所得控除後の金額 所得控除の類の	
「福別」欄	フリガナ及び個人番号(マイナンバー)も必ず記載してく	報			(調	整控际发)	
10		書		#rfn PA	の額 (配偶)	者を除く。) 扶養親	族 (本人を除く。) である
明明	などのように給 与等 の種別を記載します。	人	6	360		1 2	
(前職分) 定除対象配偶者の有無等」欄 控除対象配偶者特別控除の額」欄 (前職分) 武蔵野市中町 1-2-8 吉北株式会社	「所得金額調整控除」の適用がある場合には、「所得金	明	(摘 要	·)【摘要相	909, 004	120,000 44,000	
② 1 記偶者性所類又は記偶者特別控除の類。	⑥「(源泉)控除対象配偶者の有無等」欄	★B		<u> </u>	普F 参う 該当する符	号普A~普Fを記載。	
(9) 「(源泉・特別) 控除対象配偶者」欄	⑦「配偶者(特別)控除の額」欄						
の氏名、フリガナ及びマイナンバーを記載します。 D 「配偶者の合計所得」欄 空除対象を開催します。 D 「配偶者を除の場合→⑥⑦⑩⑪欄を記載します。 か に偶者控除の場合→⑥⑦⑪⑪欄を記載します。 ・ 配偶者控除の場合→⑥⑦⑪⑪欄を記載します。 ・ 配偶者控除の場合→⑥⑦⑪⑪欄を記載します。 ・ 配偶者特別控除の場合→⑦⑪⑪欄を記載します。 ・ 合計所得金額が1,000万円起の受給者が同一生計配偶者について障害者控除の適用を受けた場合、⑧摘要欄に「氏名 [同配]」と記載します。	⑩「(源泉・特別)控除対象配偶者」欄		料の金額 の内訳	保険料 の金額	保険料 の金額 100,00	0 保険料 の金額 90,000 保険料 の金額	360,000 保険料の 180,000
□ (20月7) (20月	の氏名、フリガナ及びマイナンバーを記載します。 ①「 配偶者の合計所得」欄	9	住宅借入 章 金等特別 控除の額	等特別控除 適用数 主宅借入金	1 居住開始年 月日(1回目) 1	10 25 等特別控除 区分(1回目) 住(特特) 月 日 住宅借入金	住宅借入金 円
・配偶者控除の場合→⑥①⑩⑪欄を記載します。 ・配偶者特別控除の場合→⑦⑩⑪欄を記載します。 ・合計所得金額が1,000万円起の受給者が同一生計配偶者について障害者控除の適用を受けた場合、⑧摘要欄に「氏名[同配]」と記載します。 ★特定親族特別控除 「特定親族 とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族(配偶者・青色事業専従者を除きます。)で合計所得金額が58万円超123万円以下の人をいいます。 特定親族がいる場合、A「控除対象扶養親族等の数特報 側、B「特定親族特別控除の額」欄、C「控除対象扶養親族等の機入番号 関係、対象扶養親族等の人数を記載します。 ★ 特定親族がいる場合、A「控除対象扶養親族等の数特報」側、B「特定親族特別控除の額」欄、C「控除対象扶養親族等の機入番号 関係、対象扶養親族等の人数を記載します。 ★ 特定親族特別控除の音計額を記載します。(※) 「本 国			(源泉・特別)	可能額 ZU	ムサシノ ハナコ 区	区分 (2回目) 円 国民年金 保険料等	(2回目) 円 旧長期損害 円 保険料
・合計所得金額が1,000万円超の受給者が同一生計配偶者について障害者控除の適用を受けた場合、⑧摘要欄に「氏名(同配)」と記載します。 氏名 武蔵野 一郎 分 八目以降列係を図します。 (同配)」と記載します。 (同配)」と記載します。 (同配)」と記載します。 (回配)」と記載します。 (回配)」と記載します。 (回配)」と記載します。 (回配)」と記載します。 (回配)」と記載します。 (回瓜番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6		C	配偶者	国人番号 1 2	3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	合計所得 990,000 の金額 基礎控除の額	630,000 円 所待並額 (3)
(同配)」と記載します。	ついて障害者控除の適用を受けた場合、⑧摘要欄に「氏名		拉 1	氏名 武	蔵野 一郎	1 氏名 武蔵野 二郎	
★特定親族特別控除 「特定親族」とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で合計所得金額が58万円超123万円以下の人をいいます。特定親族がいる場合、A「控除対象扶養親族等の数特親」欄、B「特定親族特別控除の額」欄、C「控除対象扶養親族等」欄の3カ所に記載が必要です。A…該当者の人数を記載します。 B…特定親族特別控除の合計額を記載します。(※) C…該当者の氏名、個人番号及び区分欄を記載します。(※) ★	(同配)」と記載します。		除 2			16 (フリガナ) ムサシノ サクラ 歳 2 氏名 武蔵野 桜	区分
上23歳未満の親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。) であるが58万円超123万円以下の人をいいます。 特定親族がいる場合、A「控除対象扶養親族等の数特親」欄、B「特定親族特別控除の額」欄、C「控除対象扶養親族等」欄の3カ所に記載が必要です。 低名 A…該当者の人数を記載します。 (※) B…特定親族特別控除の合計額を記載します。 (※) C…該当者の氏名、個人番号及び区分欄を記載します。 (※)		L	扶人	ラリ・同じ人	を2人以上が扶養すること	の (フリガナ)	区 5人目以降の16歳未満
特定親族がいる場合、A 「控除対象扶養親族等の数特親」欄、B 「特定親族特別控除の額」欄、C 「控除対象扶養親族等」欄の3カ所に記載が必要です。 A…該当者の人数を記載します。 B…特定親族特別控除の合計額を記載します。(※) C…該当者の氏名、個人番号及び区分欄を記載します。(※) 「表	ト23歳未満の親族(配偶者 青色重業専従者として絵点	L	族	フリガナ)		養 個人番号	Z Z
B…特定親族特別控除の合計額を記載します。(※) 対	特定親族がいる場合、A「控除対象扶養親族等の数 特親」欄、B「特定親族特別控除の額」欄、C「控		1	5人番号			
B…特定親族特別控除の合計額を記載します。(※)		区	成年者人工	書 欄 別	そ 3 と 労 の 月 り 学 /	就職 退職 年 月 日	元号年月日
		村提		(==<)			昭 和 53 6 7
(※) 具体的な控除金額や区分欄の記載方法については、「令和7 (ジ) 14 「年分 給与所得の源泉徴収票等のた法定調書の作成と提出の手引」 (国税庁ホームページ) をご確認ください。	(※)具体的な控除金額や区分欄の記載方法については、「令和7 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」	I	払	所在地 米 小1			

⑧「摘要」欄 (例)

◆令和7年中に就職した方の前職分

前職分を含めて年末調整した場合は、前事業所の所在地、前事業所名称、給与等の金額、社会保険料額、源泉徴収税額及び退職年月日を記載します。

- ◆青色事業専従者給与 「青専」等と記載します。
- ◆租税条約に基づく課税免除

「○○条約○○条該当」と赤色で記載します。

⑨「住宅借入金等特別控除の額の内訳」

- ◆「居住開始年月日」欄
- 和暦で記載します。 ◆「住宅借入金等特別控除可能額」欄

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超えるため、年末調整で控除しきれない控除額がある場合には、「住宅借入金等特別控除可能額」を必ず記載します。

◆「住宅借入金等特別控除区分(1回目,2回目)」欄 住、認、増、震の区分を記載します。

また、「特例特別特例取得」に該当する場合は区分の後に「(特特特)」を、「特別特定取得」に該当する場合は区分の後に「(特特)」を、「特定取得」(特別特定取得以外)の場合は「(特)」を記載します。

②「基礎控除の額」欄

「給与所得者の基礎控除申告書」から転記します。

合計所	基礎控除の額	
132万円以下		95万円
132万円超	336万円以下	88万円
336万円超	489万円以下	68万円
489万円超	655万円以下	63万円
655万円超	2,350万円以下	58万円
2,350万円超	2,400万円以下	48万円
2,400万円超	2,450万円以下	32万円
2,450万円超	2,500万円以下	16万円
2,500万円超		なし

【所得金額調整控除】

その年の給与等の収入金額が850万円を超える受給者が下表のいずれかの要件に該当する場合に、年末調整において所得金額調整控除(子ども等)の適用を受けることができます。

③「所得金額調整控除額」欄

年末調整において所得金額調整控除の適用を受けた場合、その金額を記載します。下表のとおり®摘要欄への記載が必要になることがあります。

所得金額調整控除	摘要欄への		
(子ども等)の要件	記載方法(例)		
本人が特別障害者	記載不要		
同一生計配偶者が特別障害者	例)武蔵野 花子(同配)※		
扶養親族が特別障害者	例)武蔵野 一郎(調整)※		
扶養親族が年齢23歳未満	例/武蔵到 一即(調金)次		

※ (源泉・特別) 控除対象配偶者欄・扶養親族欄等に 氏名の記載がある場合には記載省略可。